

# 令和5年度 浜田市立第四中学校いじめ防止基本方針

浜田市立第四中学校

## 1. はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、生徒が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2. いじめの定義、態様、重大事態について

### いじめの定義

「いじめ」とは生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### いじめの態様

いじめの態様には次のようなものが考えられる。

悪口を言う、落書き、物壊し、無視、陰口、ぶつかる、こづく、命令する、脅す、性的辱め、メール等での誹謗中傷、噂流し、からかい、仲間外し、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り等。

### 重大事態

次の定義のいずれかに該当する事案が発生した場合は、「重大事態」としてすみやかに対処する。なお、事実関係が明確にされていない段階であっても、その疑いがある場合は「重大事態」として対処する必要がある。（島根県いじめ防止基本方針 P9 参照）

○いじめによる当該学校に在籍する生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自死を企図した場合
- ・身体に重大な被害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

○いじめにより当該学校に在籍する生徒が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。「相当の期間」については、年間 30 日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席するような場合は目安にかかわらず、適切に判断する。

○生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき。その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たるものとする。

### 3. いじめ防止のための取り組み

すべての生徒に対し、「心の居場所となる学校づくり（居場所づくり）」、「絆づくりの場となる学校づくり（絆づくりのための場づくり）」を進め、生徒にとって「魅力ある学校づくり」を進める

#### 「居場所づくり」

多くの生徒が、いじめ加害に巻き込まれている事実立ち、ささいな行為が深刻ないじめへと簡単に燃え広がらない、潤いに満ちた風土をつくりだす

- 誰もが巻き込まれるいじめの場合、一部の生徒を想定した取組よりも、全員を対象とした取り組みが合理的かつ効果的である。生徒が安心できる自己存在感や充実感を感じられる、そんな場所を提供できる授業づくりや集団づくりが、未然防止につながる。

#### 「絆づくり」

多くの生徒がいじめ加害を行った体験があるという事実立ち、生徒一人一人が「いじめなんて、くだらないね」と言えるように育つことを促す

- 主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという「自己有用感」を生徒全員が感じ取れる「絆づくり」を進める（そのための場や機会をつくる）ことができれば、いじめに向かう生徒は減る。

○自尊感情を高める・・・学力保障、授業改善、学力補充

○道徳教育の充実を図る・・・いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論できるように、具体的な実践事例の提供

○言語活動の充実を図る・・・円滑な人間関係の構築、授業の工夫、生徒会活動の挨拶運動、読書活動の推進

○学習生活環境整備・・・生物の飼育(池の金魚)

○体験活動の充実を図る・・・縦割り班での活動(稲作活動など)

### 4. 早期発見・早期対応のあり方

○生活アンケートの定期的な実施

○あゆみからの情報収集

○教育相談の実施(定期テスト期間や放課後など)

○アンケートQ-Uの実施と活用

○生徒指導における小学校との連携

○家庭訪問や保護者面談による情報収集・連携

○教職員間の情報共有と連携

○教育委員会や警察等の関係機関との連携

### 5. 特に配慮が必要な生徒

障がいのある生徒、海外から帰国した生徒や国際結婚の保護者をもつなど外国につながる生徒、性同一障害や性的指向・性自認に係わる生徒などへの対応は、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援、保護者との連携、周囲の生徒への適切な指導を組織的に行う。

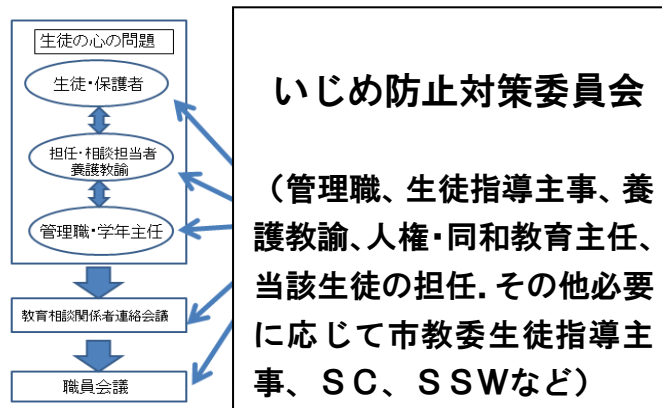
## 6. いじめ防止対策委員会の設置【生徒指導体制・教育相談体制の確立】

### 生徒指導体制

- いじめ防止対策委員会を設置し、学校長を中心に、全職員がいじめ問題の解決に向けて一致協力して対応していく。
- いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っていく。
- 教師と生徒、生徒間の好ましい人間関係の育成に努める。
- 生徒が出すサインを見逃さず、その一つ一つの的確に対応していく。
- いじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係わる情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

### 教育相談体制

- 生徒の悩みや要望を受け止めることのできる相談体制を機能させる。
- 保健室や相談室の機能を十分に生かし、養護教諭やスクールカウンセラー(SC)が得た情報を効果的に活用していく。(秘密の保持)
- 教育相談体制が保護者にも十分応えられるようする。
- 生徒の悩みが解消されるまで、継続的な事後指導を行う。
- 必要に応じて、関係機関との連携を図る。
- 学校に配置されているSC、スクールソーシャルワーカー(SSW)を活用する。



※重大な事態の「疑い」があった場合や生徒、保護者から申し立てがあった場合は、例外なく市教委に報告し、連携を図る。

※いじめの通報があった場合には、事実が明確になっていなくても即座に市教委に連絡する。

## 7. 教員の資質向上に資する校内研修の充実

### ○校内研修の実施の促進

- ・いじめに対する認知力・対応力の向上を図るための校内研修の実施促進
- ・道徳教育に関する教職員の指導力の向上
- ・校内研修への教育委員会からの支援依頼
- ・スクールカウンセラーを活用した教職員のカウンセリング能力の向上のための校内研修の推進

### ○集合研修の充実

- ・子どものモデルとなる教職員の人権感覚を高める研修の実施

○マニュアル、指導資料集等の作成・配付、活用促進

- ・「いじめ対応マニュアル」等を活用した校内研修の活性化
- ・研修会等での具体的な活用方法の周知・普及

## 8. 保護者及び地域への周知、PTAとの協力

保護者や地域に対して、PTAなどの関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に係わる広報啓発を充実する。

○「学校基本方針」は4月に保護者へ周知するとともに、ホームページに掲載する。

## 9. 年間の取組計画

4月 生徒理解のための職員会議①

学校生活アンケート①

学校間、学年間の情報交換指導記録の引継ぎ・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ。

始業式における生徒へのいじめ対策についての説明と啓発

学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 全校体験活動

いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議編成

保護者へのいじめ対策についての啓発

5月 教育相談の実施

学校生活アンケートをもとにした家庭訪問

6月 いじめに関する校内研修会①

学校生活アンケート②

アンケートQU①

話し合い活動「学級の諸問題」

7月 教育相談週間(二者面談)の実施①

人権集会1回

学校評価の実施→ 生徒・保護者の意見を聞く

いじめ対策を点検

8月 生徒理解のための職員会議②

教育相談に係る研修講座への参加・相談技術の向上

開発的教育相談の研修

9月 行事(運動会等)をとおした人間関係づくり

教育相談の実施

夏休み明けの・生徒の変化を確認

10月 アンケートQU②

行事(文化祭等)をとおした人間関係づくり

11月 学校生活アンケート③

話し合い活動「学級の諸問題」

行事(文化祭・学級発表等)をとおした人間関係づくり

- 1 2月 教育相談週間(三者面談)の実施  
人権週間(人権意識啓発活動・人権集会2回)  
学校評価の実施→ 生徒・保護者の意見を聞く
- 1月 生徒理解のための職員会議③  
冬休み明けの教育相談の実施
- 2月 話し合い活動「学級の諸問題」
- 3月 学校生活アンケート④  
記録の整理、進級する学年への引継ぎ情報の作成

## 10. 学校いじめ防止基本方針の評価

学校評価および、教職員評価において、いじめの防止のための取組についての達成状況を評価し、その評価結果を踏まえ、取り組みの改善を図る。

### 11. いじめ対応の手順

いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聴き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者へは、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

#### ○いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ対応チーム」を招集する。
- ・いじめられた生徒を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。(登下校、休み時間、清掃時間、部活動、放課後等)

#### ○正確な実態把握

- ・当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。
- ・個々に聴き取りを行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。
- ・ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

#### ○指導体制、方針決定

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・すべての教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携を図る。

#### ○子どもへの指導・支援

- ・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という人権意識をもたせる。
- ・直接会って、具体的な対策を話す。

- いじめられた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められる状態にあることを適宜確認し、行為が止んでいる状態が相当期間(少なくとも3ヶ月)続いていることで解消したと判断するに至るものとする。

○保護者との連携・今後の対応

- 適切な情報提供を行い、行為が止んでも継続的に指導や支援を行う。
- カウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- 心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。